

議案第35号

平成24年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

# 平成24年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度新居浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		3 事業所
(2) 年間総給水量	15,983,800	m <sup>3</sup>
1日平均給水量	46,600	m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	54,229	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	240,687	千円
第1項 営業収益	240,229	千円
第2項 営業外収益	458	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	218,546	千円
第1項 営業費用	190,297	千円
第2項 営業外費用	26,249	千円
第3項 予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 66,056千円は、過年度分損益勘定留保資金 34,797千円、当年度分損益勘定留保資金 28,679千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 2,580千円で補填するものとする。)

		支 出	
第1款	資本的支出	66,056	千円
第1項	建設改良費	54,229	千円
第2項	企業債償還金	11,827	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費	62,660	千円
(2)交際費	50	千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍